

中川運河再生文化芸術活動助成事業
令和2年度

募集要項



中川運河再生への新たな挑戦、そして創造
～生まれ変わる運河にアートの風を！～

中川運河再生文化芸術活動助成事業（愛称：中川運河助成ARToC10）

名古屋都市センターは、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、中川運河を舞台とする市民交流・創造活動につながる、アートへの助成を行います。

助成の愛称、「中川運河助成ARToC10」は、「アートックテン」と読みます。

Art(アート)の“A”、Re-(再生)の“R”、Try(挑戦)の“T”、of の“o”、Creation(創造)の“C”、そして、10年(助成期間)の“10”から生まれました。ロゴは、愛称の文字と中川運河のかたちをもとに創られています。この助成事業は、「中川運河再生計画」(平成24年10月 名古屋市・名古屋港管理組合 策定)の趣旨に賛同されたリンナイ株式会社からの寄附を活用しています。

中川運河にぎわいゾーンと中川運河再生計画

中川運河「にぎわいゾーン」は、平成24年10月に名古屋市と名古屋港管理組合が策定した「中川運河再生計画」に位置付けられており、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成をめざしています。また、平成29年3月には「中川運河にぎわいゾーンにぎわい創生プロジェクト」が策定されました。

詳しくは、「中川運河再生計画」で検索、または下記QRコードより名古屋市ホームページをご覧ください。



「中川運河再生計画」はコチラ



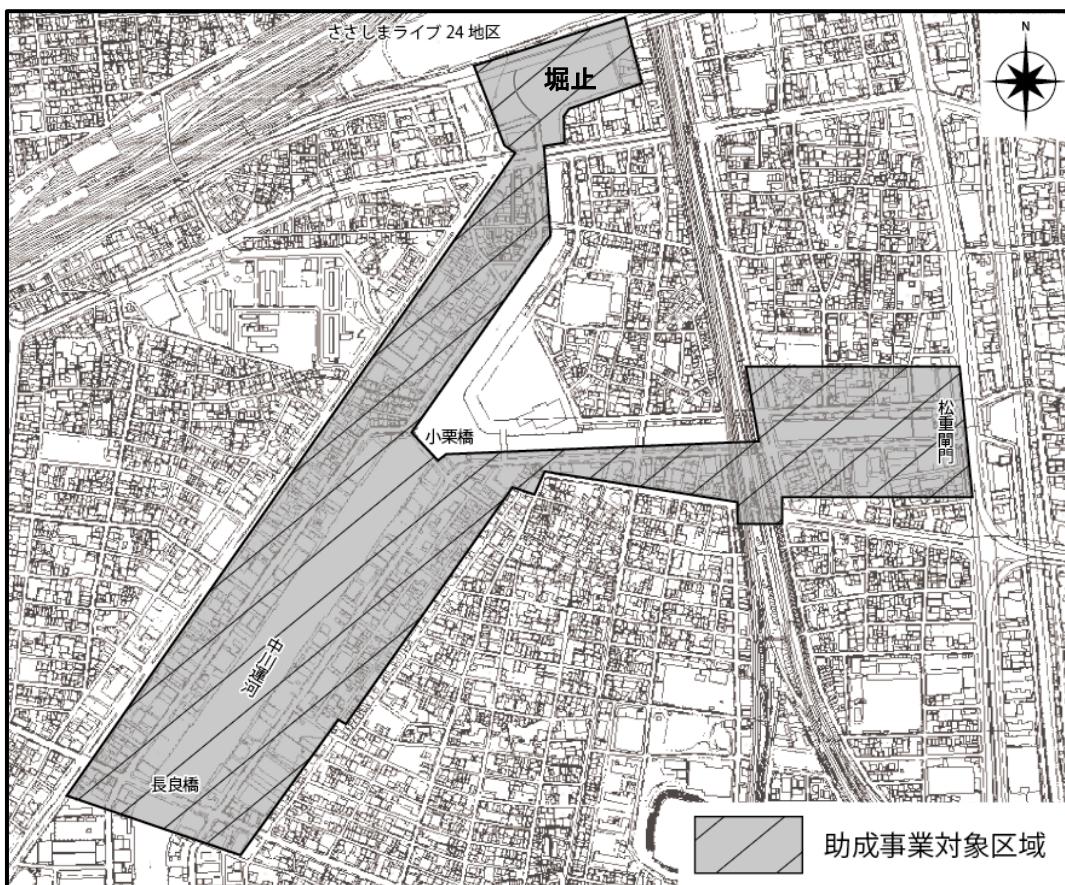
「にぎわい創生プロジェクト」はコチラ

1. 助成対象について

1 対象区域

メインとなるアート事業を行う区域は中川運河北部周辺「にぎわいゾーン」を対象とします。

北端は、ささしまライブ 24 地区に隣接する堀止船だまりから、東支線の松重閘門までの区間を含み、南端は、長良橋辺りまでの運河およびその周辺です。なお、堀止においては、水面西側の親水緑地、北側の名古屋都市高速道路下の広場、および水面を含むものとします。



※対象区域内の使用できる場所(空地)等、可能な範囲で情報提供を行います。ただし、実施場所の使用・確保については、「使用条件・制約事項・使用料など」管理者に確認のうえ、申請者が利用交渉、書類の提出を行ってください。名古屋都市センターが、申請者の代わりに行う事はありません。

※松重閘門前の水面は、令和2年度に工事が予定されているため使用できない期間があります。

※ささしまライブ 24 高架下広場「キャナルパークささしま」は、工事のため使用できない期間、制約があります。

※令和2年5月に、市民・企業・学校・行政等が協働連携して中川運河における水辺のまちづくりの活性化を図ることを目的として「世界運河会議 NAGOYA2020」(詳細は下記参照)が開催される予定です。同会議は ARToC10 助成事業と中川運河再生に向けた活動として趣旨を同じくするものであることから、同会議主催者及び会場管理者の了承のもと、会場を使用しアート活動を行う場合、審査のうえ、助成事業の対象とします。

その他、対象区域についてご不明な点は、事務局までお問い合わせください。

「世界運河会議 NAGOYA2020」概要

開催期間(予定):令和 2 年 5 月 22 日(金)~24 日(日)

開催会場(予定):愛知大学名古屋キャンパスグローバルコンベンションホール など

お問合せ:世界運河会議 NAGOYA2020 実行委員会

事務局:一般社団法人 中川運河キャナルアート Email:info@canal-art.org

2 対象事業

助成の対象となるアート事業は、助成対象区域内で行うもので、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、中川運河への関心を高め地域の主体的な活動や交流にもつながる、斬新で創造的なアート(作品発表やワークショップ、イベントの開催などの活動)とします。

※助成対象区域内で行う主たる事業と連携し、事業の魅力を高め、中川運河の認知度を広域に広めるために行う事業に限り、審査のうえ、関連事業として助成の対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1)特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益を受けるもの
- (2)もっぱら営利を目的とするもの
- (3)宗教、政治または選挙活動を目的とするもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)暴力団の利益となるようなもの
- (6)地方自治法の規定による手続きによって、公の施設の指定管理者が行うとされた指定管理事業に含まれるもの

3 応募できる方

次に該当する方が応募できます(法人格の有無は不問です)。

- (1)東海三県(愛知・岐阜・三重)に在住または在勤、在学する者、またはその者を構成員に含む団体
- (2)団体にあっては会計経理が明確であること
- (3)代表者が20歳以上であること

ただし、次のいずれかに該当する者(団体を含む)は除きます。

- (ア)宗教、政治を目的として活動を行う者
- (イ)暴力団または暴力団員が役員となっている団体、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (ウ)行政および行政が出資する団体、法令遵守に問題の認められた団体

4 対象となる事業の実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

※ただし、プロジェクト部門に限り選考会で認められ、上記実施期間内において一部の事業の開催があれば、翌年度にまたがる事業也可能とします。

2. 部門・助成内容について

1 部門・助成金額

●プロジェクト部門 【助成金額 最大300万円】

上限金額300万円までの活動を「プロジェクト部門」として募集します。
「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、市民や地域の中川運河の関心を高めるだけではなく、
中川運河の「場」を活かす斬新な発想と実験的な取組みにより、「シビックプライド(街への誇り)」
を地域に育む創造的なアートを募集します。

●トライアル部門 【助成金額 最大50万円】

上限金額50万円までの活動を「トライアル部門」として募集します。
プロ・アマ、団体・個人問わず全ての人に、中川運河の再生と魅力向上にアートでチャレンジして
いただき、市民や地域の方々の運河への関心を高めるようなアートを募集します。

※助成金の額は、減額もあり、申請額のとおり選考されるとは限りません。

※トライアル部門については、6団体程度の選考を予定しています。

※応募は、どちらかの部門に対して、1提案のみ可能です。

2 助成対象経費

助成対象経費は事業に直接要する経費とし助成対象、助成対象外の例示は以下のとおりです。

	項目	内訳（例示）
助成対象	企画費	事業の企画に係る経費を、助成金額の5%以内において助成対象とします。事業費の内訳書には、助成対象者（申請者も可）を明記し、領収書は不要とすることができます。
	プロジェクト部門調整費	事業の調整、進行管理に係る経費を、助成金額の5%以内で助成対象とします。事業費の内訳書には、助成対象者（申請者も可）を明記し、領収書は不要とすることができます。 ※プロジェクト部門のみが対象となる経費です。
	制作費・材料費	作品制作に係る素材、画材等の材料費、大・小道具制作費、衣装費、舞台美術費
	会場設営・運搬費	会場設営・撤去費、作品等運搬費、道具等運搬費、会場使用料（付帯設備等含む）、会場整理・監視員に関する費用、臨時スタッフ費、照明・音響の機材レンタル費
	保険料	催事保険
	謝金	出演料、演奏料、作品制作の監修料・デザイン料、講師料
	旅費	制作・公演等に伴う、出演者・委託先スタッフの宿泊費、交通費（ガソリン代を除く） ※申請者本人・団体メンバーの宿泊費・交通費は対象となりません。
助成対象外	印刷・広告費	○無償配布するポスター・パンフレット等の印刷・作成費、印刷物等の郵送費 ○当助成事業で作成を求めている記録の制作費
		○団体自ら設置又は管理する会場の費用、団体職員の給与等、団体運営に要する費用 ○土地、建物等の不動産取得費 ○接待・交際費 ○有料配布するグッズ・パンフレット等作成経費 ○飲食に係る経費 ○レセプション・パーティー、打ち上げに係る費用 ○個人または団体の資産となりうる備品の購入費（例：楽器、音響機材、OA機器、工具、書籍等）

※助成対象経費に計上できるのは、全て領収書で確認できるものに限ります。

※助成対象経費は、華美・過大とならない経費とします。

※1品2万円を超える物品の購入は、レンタル、リースによることが不可能であり、助成対象事業の実施に欠くことができないものに関して、事前に購入の相談があり、許可が出たものののみを対象とします。

※購入が認められた備品においては、5年間は処分が禁じられます。

※助成対象経費には、国、県、市もしくはその外郭団体から重複して助成を受けられません。

3 入場料や参加費等の徴収について

本助成事業をより充実・拡大することを目的に、1人あたりの入場料、参加費が2千円以内の金額であれば徴収可能とします。その場合、事業の収支予算書・収支決算書への記載が必要です。

※1人当たりの入場料等が2千円を超すものは、興業とみなし本助成の対象外とします。

4 助成金の交付と前払金について

原則、アート事業終了後の後払いとし、領収書の写し等の提出により請求できます。

ただし、希望する場合は、制作費の一部として前払金および中間払金(以下前払金等)を請求できます。

前払金等は、次の①および②を請求することができます。

①前払金

事業実施承諾書の通知を受けたあとに、助成対象経費のうち交付決定した助成額の2割を限度とした金額を、事業の開始前に請求することができます。

②中間払金

材料の購入、謝金の支払いなど実際にかかった助成対象経費について、事業途中において中間払金の請求ができます。金額は、前払金と合わせて助成額の6割を限度とします。

※事業実施後は、最終的な収支に基づいて助成額を確定し、前払金等で支払った金額との差額分が支払われます。なお、確定する助成額の方が、前払金等で支払った金額より少なかった場合は、差額分を返還していただきます。

3. 申請書類と応募について

1 申請の書類

次の書類を、名古屋都市センター13階事務室に持参ください。(郵送不可)

- (1)助成申請書(第1号様式) ※アート団体としての申請は団体メンバーの名簿を添付
- (2)事業提案書(第2号様式)
- (3)自由様式 ※アートイメージ、企画書、実績、履歴など補足資料としてA4サイズ5枚(両面可)まで添付可

※(1)、(2)については、都市センターウェブサイトからダウンロードして作成してください。

※(1)～(3)について、正本を1部、副本を6部、綴じないで提出してください。(ファイル・ホチキス止め不要)

※申請書類等は、審査のための重要な資料です。締切日以降の書類の差替は受け付けません。

※提出された申請書類は返却しません。必ず写しを取り保管してください。

※記載間違いなど、修正があった場合に使用する認印、訂正印を持参ください。

＜締切及び応募受付・事前相談窓口＞

締 切：11月29日（金）17時 厳守

受 付：月曜日～金曜日 9時～17時（12時～13時を除く）

場 所：名古屋都市センター13階事務室（金山南ビル内）

問合せ：052-678-2216（名古屋都市センター 調査課）

※提出の際は事前に予約の上、申請者または書類を作成された方が持参してください。

※書類の不備等による修正を見越し、余裕を持った期日での提出をお願いします。

※申請書の書き方など不明な点の事前相談は、営業時間中、電話または窓口で随時可能です。

※営業時間外(土日祝)での書類の提出をご希望の場合は、電話でご相談ください。

2 「助成説明会」の開催

申請を考えているアーティストを対象として、助成制度(募集要項の説明)と中川運河再生計画についての説明会を開催します。事務局への質疑応答の時間も設けますので、初めての方は是非ご参加ください。

＜助成説明会＞

日 時：10月30日（水）19時00分～20時30分

場 所：名古屋都市センター14階 特別会議室（金山南ビル内）

申 込：事前申込不要、当日会場にお越しください。

4. 選考について

選考委員会にて審査・選考を行い、それを受けた名古屋都市センターが助成を決定します。

1 選考方法

第1次選考:書類選考 申請書類による審査

第2次選考:選考会 プロジェクト部門:提案発表及び面談 / トライアル部門:面談のみ

※第1次選考を通過した申請者は、選考会に出席していただき、選考委員からの「面談」を受けていただきます。

※プロジェクト部門については、面談とあわせて、「提案発表(プレゼンテーション)」をしていただきます。

※作品サンプル、模型、パネル等については、選考会場に持ち込みは可能ですが、追加資料の配布はできません。

※結果の公表については、後日郵送で通知するとともに、当日選考会場にて行う予定です。

※申請者が、選考会当日、出席できない場合は、審査の対象としません。(個人の場合は本人のみ)

※インターネットを用いた通信手段による面談は不可とします。必ず会場にお越しください。

〈選考会〉令和2年2月14日(金)

場所:名古屋都市センター14階 会議室(金山南ビル内)

※時間、集合場所等、詳細については、第1次選考を通過した申請者に、あらためてお知らせします。

2 審査基準

評価視点		内 容
視点1	にぎわい	市民の中川運河への関心を高め、にぎわいの創出につながるか
視点2	芸術性	芸術性が高く、創造的で独自の視点をもつか
視点3	「場」を活かす	中川運河の場の特性を活かした内容か
視点4	実現性	実現可能な体制であり、予算、スケジュールが妥当であるか
視点5	地域への根付き	事業後も、地域への貢献・波及効果が期待できる活動で、「シビックプライド(街への誇り)」を育むか ※視点5については、「プロジェクト部門」のみを対象とした審査項目です。

3 中川運河再生文化芸術活動助成選考委員会 委員(五十音順、敬称略)

江坂 恵里子 ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会プログラム・ディレクター

古池 嘉和 名古屋学院大学 現代社会学部現代社会学科教授

清水 聰 名古屋港管理組合港営部次長

竹田 志津代 名古屋市住宅都市局都市整備部長

茂登山 清文 名古屋芸術大学 芸術学部芸術学科教授

山本 さつき 美術批評家

※公正を期するため、委員が役員等を務める団体から応募があった場合には、当該委員は当該団体の審査からは除外します。また、申請者から、選考委員に対して事前の働きかけがあった場合には失格とします。

5. 助成の決定後について

1 助成対象者（アーティスト）の義務

選考された助成対象者（アーティスト）には、下記の義務が発生します。

- (1) 事業申請書(第4号様式)に、アート事業の計画(企画内容詳細、開催日時、進行管理スケジュール、広報PR計画、位置図等を記載)、経費の見積書、場所を借りる場合は、貸借に係る状況が確認できる書類等を添えて提出してください。

※アート事業の計画が、メイン展示会場の変更、作品規模の変更など、当初予定より、大幅に変更を行う場合は速やかに「事業変更申請書(第10号様式)」を提出していただく必要があります。

- (2) 助成の決定をした事業については、申請者名、事業名、概要等を名古屋都市センターのウェブサイトや広報誌で公開するため、開催日時について変更を行う場合は5月末までに報告してください。

- (3) チラシ・ポスターなどの作成・配布、ウェブサイト、SNS、地元広報紙への掲載、地元報道機関への協力依頼などを通じ、市民に向けて広く事業のPRをしてください。

- (4) チラシ・ポスターなどの作成・配布にあたっては、名古屋都市センターに事前に相談を行い一般配布の前に確認を受けてください。

- (5) チラシ・ポスターなどの配布物、事業実施場所に掲げる横断幕、のぼり等には、必ず、中川運河再生文化芸術活動助成を受けた旨の記載または、愛称・ロゴを表示し、第三者に提供する写真や映像および作品には最大限可能な範囲で表示を行ってください。

例) 名古屋都市センター



中川運河助成(ARToC10)の助成を受けた事業です。

- (6) 事業を行う際には地域への周知および理解を得て実施し、対応は責任をもって行ってください。

- (7) 事業を行う際には事前広報のほか、現地においても実施場所の案内に努めてください。

- (8) 事業に対する地域・参加者の感想及び意見の集約に努め、事業実績報告書に反映させてください。

- (9) 事業実績報告書に加えて作品等の写真および映像など、実施した助成事業の内容をまとめ、記録したものを成果品として提出してください。

- (10) 助成事業で作成した作品及び、まとめとして提出された写真、映像の記録等の成果品について、名古屋都市センターが使用することを求めた場合は無償で応じてください。

- (11) 作品を譲渡または廃棄する場合は、事前に名古屋都市センターに連絡してください。

- (12) 助成対象外の事業を併せて実施する場合は、助成対象経費と領収書を明確に区分し、支出管理を行ってください。

- (13) 翌年度に事業報告会を開催いたしますので、参加していただくとともに助成を受けたアート活動の報告、作品の展示などにご協力いただきます。

2 助成対象者説明会

選考された助成対象者(アーティスト、アート団体)を対象に、アート事業終了までの間に提出していただく書類の書き方、助成金の交付対象となる経費についての注意事項など、事務局からの説明と広報などノウハウの共有、アーティストの連携を目的として、アートック10事業の進め方についての説明会を行います。

〈助成対象者への説明会〉

日 時：令和2年2月22日（土） 9時30分～12時00分（終了時間は予定）

場 所：名古屋都市センター14階 会議室（金山南ビル内）

※集合時間、会場等については、選考された方にあらためてお知らせします。選考された方にはご出席いただきますので、スケジュールを確保してください。

3 助成事業報告会（翌年度に開催）

アーティスト同士の交流、次の世代のアーティストの参考となるように、令和2年度のアートック10事業のふり返りを行う「アーティスト交流会（助成事業報告会）」を開催いたします。助成を受けたアーティストの方は、参加していただくとともに、スライドによるアート活動の報告、作品の展示などにご協力いただきます。

〈アーティスト交流会（助成事業報告会）〉

日 程：令和3年度10月頃の土曜又は日曜を予定

場 所：名古屋都市センター11階ホール（金山南ビル内）を予定

※ご出席いただき、アート事業の報告、パネルディスカッションなどへご参加いただきます。

※日程等、詳細のプログラムについては、調整の上ご連絡いたします。

6. 助成の取り消しおよび助成金の返還について

次のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部または全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部を返還していただく場合があります。

- (1)応募できる者に該当しないと判明した場合
- (2)対象とならない事業を開催した場合
- (3)提出された申請書・領収書などの内容が虚偽であった場合
- (4)助成対象者が法令などに違反する行為を行った場合
- (5)助成の対象となる事業を実施しないとき、または実施する見込みのない場合

■助成事業のスケジュール

項目	時期	備考
助成説明会 助成等についての説明会	令和元年10月30日(水) 19:00~20:30	募集の方針等、助成制度についての説明会を開催します。(申込不要)
応募の締切 申請書等の提出(窓口持参)	令和元年11月29日(金) 17:00 厳守	様式は名古屋都市センターウェブサイトからダウンロードできます
第1次選考 書類選考	令和2年1月下旬	選考委員会による事前審査(書類選考)
第2次選考 選考会	令和2年2月14日(金)	書類選考を通過した申請者のみ、選考会に出席していただきます
助成対象者説明会	令和2年2月22日(土)	選考された助成対象者への今後の手続きの説明とミーティング
事業申請書の提出 (窓口持参)	助成対象事業決定通知書の受領後 ～令和2年3月31日(火)まで	*事業計画書、事業見積書、施設管理者との貸借契約書、事業に係る許可書類等添付
開催スケジュール・日程の確定期限	令和2年5月31日(日)	全体広報のチラシ作成のためアート事業の「開催日」を期限までに確定し、事務局まで報告してください。
— 助成事業終了後 —		
事業実績報告書の提出 (窓口持参)	～令和3年2月末(厳守)	提出期限に係わらず事業終了後、提出書類が整い次第電話予約のうえ提出 *成果物等の資料添付
アーティスト交流会 (事業報告会)の開催	令和3年10月頃(予定)	助成を受けたアート活動の報告と交流会を翌年度に開催します。

■お問合せ先

公益財団法人名古屋まちづくり公社
名古屋都市センター 調査課

〒460-0023
名古屋市中区金山町1-1-1 金山南ビル13階

月曜～金曜日
9時～17時(12時～13時を除く)

TEL:052-678-2216 FAX:052-678-2209
E-mail:artoc10@nup.or.jp



<http://www.nup.or.jp/nui/human/nakagawa/index.html>